

三重県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（農畜産物）

制定 令和 5 年 5 月 9 日 農林水第 17-69 号

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日 農林水第 17-542 号

三重県農林水産部長通知

第 1 趣旨

この要領は、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号）、環境負荷低減事業の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和 4 年 9 月 15 日付け 4 環バ 161 号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。）及び三重県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（令和 5 年 3 月三重県及び県内全 29 市町作成。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 環境負荷低減事業活動実施計画の作成

- 1 環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）には、基本計画のⅢに記載される環境負荷低減事業活動であって、農業者の行うものについて記載するものとする。
- 2 実施計画の実施期間は、概ね 5 年程度で定めることとし、基本計画の計画期間の終期を超えて定めることができるものとする。

第 3 実施計画の認定申請及び認定等の通知

- 1 実施計画の認定を受けようとする農業者等（農業者又はその組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者である法人を含む。）をいう。以下同じ。）は、別記様式第 1 号による実施計画認定申請を当該申請に係る主な農地の所在地を所管する農林水産（農政、農林）事務所（以下「農林水産事務所」という。）に提出するものとする。
- 2 農林水産事務所は、当該認定申請書の記載に不備がないか確認し農産園芸課に提出する。
- 3 知事は、提出のあった実施計画について、環境負荷低減事業活動実施計画認定等委員会（以下「計画認定委員会」という。）の意見を参考にするとともに、当該実施計画の内容が第 4 の認定基準に適合すると認めるときは、法第十九条第一項の規定により実施計画を認定し、農林水産事務所を経由し、申請者に別紙様式第 2 号によ

り通知するものとする。ただし、食品等の流通の合理化に関する事項が含まれる実施計画の認定をしようとするときは、知事は、別記様式第 9 号に、当該実施計画の写しを添付して、東海農政局長又は農林水産大臣に協議し、同意を得てから農林水産事務所を経由し、申請に別紙様式第 2 号により通知するものとする。

- 4 知事は、提出のあった実施計画について、第 4 の認定基準に適合しないと認めるときは、農林水産事務所を経由し、申請者に不認定通知（別記様式第 3 号）を行うものとする。
- 5 認定の期間は、認定日から実施計画の目標年度末までとする。
- 6 計画認定委員会は、原則として 6 月、9 月、12 月及び 2 月の 1 年度につき 4 回開催するものとする。ただし、計画認定委員会を開催してもその対象となる申請者が見込まれない場合には、この限りではない。
- 7 農産園芸課長は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には計画認定委員会を開催することができる。

第 4 実施計画の認定基準

環境負荷低減事業活動計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

- 1 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、基本計画の内容と整合的であること。
- 2 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- 3 経営面積のおおむね 2 分の 1 以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積のおおむね 2 分の 1 以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- 4 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農畜産物の付加価値の向上等、農業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- 5 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。
- 6 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- 7 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- 8 環境負荷低減事業活動の実施により、低減が見込まれる環境負荷とは異なる環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- 9 法第 23 条から第 27 条までの特例又は法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件等を満

たしていること。

第5 実施計画の再認定

実施計画の再認定を受けようとする農業者等は、以下の規定により再認定を受けることができる。

- 1 実施計画の再認定に係る申請書の受付は、原則として認定期間の最終年度内に行うものとする。
- 2 実施計画の再認定の基準は、第4の規定のとおりとする。

第6 実施計画の変更

- 1 認定を受けた農業者等が実施計画を変更しようとするときは、別記様式第5号による申請書を知事に提出し、その認定を受けなければならない。

申請書には、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第6号）その他必要な書類を添付することとする。

- 2 認定を受けた農業者等が実施計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第7号により知事に届け出るものとする。なお、実施計画の軽微な変更は次に掲げるものとし、設備等の導入の内容の全部又は一部を変更する場合は、軽微な変更には当たらないものとする。
 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の六月以内の変更
 - (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの。
 - (4) その他の実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更。

第7 認定の取消し

- 1 知事は、認定を受けた農業者等が実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項の規定によりその認定を取り消すことができる。なお、認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当することに留意するものとする。
- 2 知事は、1の規定により認定を取り消したときは、別記様式第8号により、当該農業者等に対しその旨を通知するものとする。

第8 農業者等に対する援助

農業改良普及センターは、実施計画を作成し、又は実施しようとする農業者等に対して必要な助言・指導を積極的に行うよう努めるものとする。

第9 実施状況の報告

- 1 知事は、必要があると認める場合には、認定を受けた農業者等に対し、別記様式第4号により、認定した実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 認定を受けた農業者等は、実施計画における認定期間の最終年において、別記様式第4号により、認定した実施計画の実施状況について報告するものとする。

第10 その他

この要領に定めがないことについては、第1に定める法等に準処するものとする。

附則

この要領は、令和5年5月9日から施行する。

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

別記様式一覧

- 別記様式第 1 号 環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請書（法第 19 条関係）
- 別記様式第 2 号 環境負荷低減事業活動実施計画の認定した場合の申請者への通知
（法第 19 条第 5 項関係）
- 別記様式第 3 号 実施計画を認定しない場合の申請者への通知（法第 19 条 5 項関係）
- 別記様式第 4 号 認定計画の実施状況の報告（法第 46 条第 1 項関係）
- 別記様式第 5 号 認定計画の変更申請書（法第 20 条第 1 項）
- 別記様式第 6 号 認定計画の変更申請に係る実施状況報告書（法第 20 条第 1 項）
- 別記様式第 7 号 認定計画の軽微な変更の届出（法第 20 条第 2 項）
- 別記様式第 8 号 実施計画の認定を取り消す場合の通知（法第 20 条第 3 項）
- 別記様式第 9 号 環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）（法第 19 条第 6 項関係）